

## 産業廃棄物処理施設の定期検査について

平成23年4月1日の『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』の改正により、設置時に告示縦覧等の手続きが必要な焼却施設や最終処分場等の廃棄物処理施設について設置の許可を受けた者は、当該施設について定期的に検査を受けることが義務付けられました。

対象施設については以下のとおりです。

- (1) 産業廃棄物の焼却施設  
(令第7条第1項第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2)
- (2) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設 (令第7条第1項第11号の2)
- (3) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設及びポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設 (令第7条第1項第12号の2及び第13号)
- (4) 産業廃棄物の最終処分場 (令第7条第1項第14号)

破碎施設、圧縮施設、中和施設等については、設置許可を有していても定期検査の対象施設ではありません。

申請時期については以下のとおりです。

使用前検査日	受検期限
平成5年3月31日まで	平成24年3月31日
平成5年4月1日から平成8年3月31日まで	平成25年3月31日
平成8年4月1日から平成10年3月31日まで	平成26年3月31日
平成10年4月1日から平成15年3月31日まで	平成27年3月31日
平成15年4月1日から平成23年3月31日まで	平成28年3月31日
平成23年4月1日以降	検査日から5年3ヶ月以内